

別紙1 年間を見通したいじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組めます。

		項 目	時 期
いじめの活動	生徒主体	○ホームルームでの話し合い活動（クラス会議）の実施	通年
		○ボランティア活動の推進	通年
		○ピア・サポート活動の推進	通年
		○生徒総会におけるいじめ問題についての討議（議題提案された場合）	5月
防止の取組	教職員の主体となった活動	○生徒一人一人の実態に応じた分かる授業の実践	通年
		○職員相互の授業研究会の実施	通年
		○教育相談旬間の設定 ・全生徒の個人面談の実施 ・「学校生活アンケート」後の個別面談の実施	6月・11月・2月
		○いじめに関する実態調査の実施 ・学校生活アンケートⅠ（ACCESS）の実施	6月・10月
		・学校生活アンケートⅡ（いじめ関係）の実施	6月・1月
		・県下統一アンケートの実施	10月
		○教科やホームルーム等を中心にした人権教育や情報モラル教育の実施	学期に1回ずつ
		○外部講師による人権教育に関する講演会の実施 ・いじめに関する紙上討論	4月（1年生）
		○PTA総会での「いじめ防止基本方針」の保護者向け説明	4月
		○オープンスクールや学級懇談会を利用したいじめの防止等に関する説明の実施	5月・7月
いじめの早期発見の措置		○いじめに関して、生徒が発する具体的サイン一覧表の作成と共有（※別紙参照）	通年 4月（共有）・3月（見直し）
		○教育相談旬間における個人面談の実施	6月・11月・2月
		○学校生活アンケートⅠ（ACCESS）の実施	6月・10月
		○学校生活アンケートⅡ（いじめ関係）の実施	6月・1月
		○県下一斉アンケートの実施	10月
		○職員会議・職員連絡会・学年会・教育相談委員会等での情報の共有	通年
		○進級時における生徒情報の確実な引き継ぎ	4月（通年）
		○過去のいじめ事例の蓄積（具体的な内容と対応）	通年
		○新入学時における中学校との情報共有・連携	3月・4月
		○地域住民からの積極的な情報収集	通年

※計画の作成・実施に当たっては、教職員の研修や生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していきます。

別紙2 いじめ相談の窓口について

「子どもの心が開くとき子どもと心が通うとき」

教育相談支援部

子どもの心を開くこと、そして、その先にある子どもと心を通わせることは、子どもに関わる私たち教職員や親にとって永遠の命題かもしれません。子どもの心を開き、子どもと心を通わすには、朝の「おはよう。」といったことばかけなど、日々の小さなかわりの積み重ねが何よりも大切なようです。

県南地域の高校で最も多くの生徒たちが在籍する日南振徳高校においても、様々な理由で教育相談室や保健室を利用する生徒は一年間ではかなりの数になります。

相談室や保健室に携わっている私たちは、来室した生徒一人ひとりのことをかけがえのない大切な存在であると想い、我が子の幸せを祈る母親や成長を喜ぶ父親と同じように、やさしく穏やかな気持ちで接するように心がけています。

何かしらのストレスや悩みを持った生徒や保護者にとって、気楽に利用できる「開かれた相談室」でありたいと思っています。保護者の皆様方も一人で抱え込まずに、下記のご案内のとおり、気軽にご相談下さい。入学式前や長期休み中のご相談も可能です。子どもさんのことを一緒に考えていきましょう。お待ちしております。

教育相談室の利用について

※相談室には、教育相談担当の職員が常駐して、生徒や保護者の相談に常時対応します。

保護者相談のご案内

①相談時間・原則として授業実施日月～金の8:50～16:30

(※保護者との相談は、予約により、この時間外にも行っています。)

②相談方法・学校での面談または電話による相談

(※家庭訪問をする場合もありますが、できるだけ学校での面談を!)

③申し込み・電話の場合(学校TEL0987-25-1107)

・『教育相談室をお願いします。』と言って下さい。

(※名前を名乗らなくても大丈夫です。)

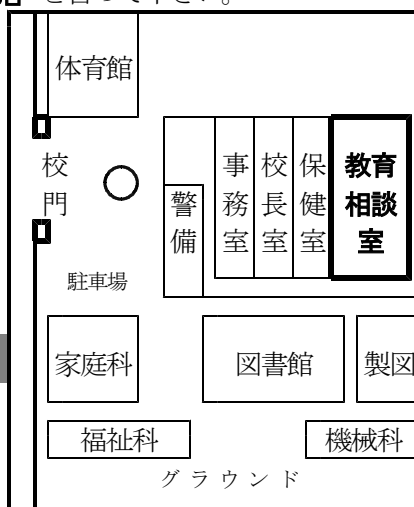
・面談の場合

・必ず電話での事前予約をして下さい。担任を通しての予約も可能です。
(※相談者同士の重なりを防ぐためです。)

④相談室の場所

・A棟1階西側「教育相談室」

(※事務室・正面玄関のある3階建ての建物の1階一番奥、保健室の隣です。)



お気軽にご相談を!